

コベカツサポートに係るシステムサービス及び運営業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

コベカツサポートに係るシステムサービス及び運営業務

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

神戸市では、将来に渡って子供たちが多様な活動に参加できる機会を確保するため、令和8年度中に部活動を終了し、生徒が地域の方々とともに活動する「KOBE◆KATSU（コベカツ）」の開始に向けて取り組みを進めている。

本業務は、保護者の会費負担の軽減及び、コベカツクラブ（活動団体）の運営サポートを目的とした、コベカツサポート（8月下旬開始）を開始するため、以下業務を実施するものである。

- ① 神戸市立中学校の生徒の保護者等（以下「保護者等」という）へ、ポイント付与・スマホ等の利用に対応した、決済システムの構築及び運用保守
- ② コベカツクラブ・保護者間の連絡ツールの構築及び運用保守
- ③ コベカツサポートの利用を希望する保護者等及び全クラブが滞りなく利用登録するための研修および問い合わせ対応
- ④ 決済実績に基づく、コベカツクラブへの精算・振込業務
- ⑤ 利用状況の分析等CMSのデータ出力（各コベカツクラブの年次報告データに蓄積するため、コベカツクラブの登録管理システム（団体管理システム）との連携を想定）

※別紙「仕様書」のとおり

（3）事業規模（契約上限額）

金296,000,000円（消費税及び地方消費税、ポイント支給にかかる原資、決済手数料を含む）

※ 受託者は契約額の範囲内において、委託事業に係る経費のすべてをまかなうものとする。

※ ポイント支給に係る原資225,750,000円は、2回に分けて概算払いとし、実績に応じて年度末に精算するものとする。

※ 神戸市が負担する決済手数料は、ポイント付与対象者にかかる決済手数料のみとする。

※ 本業務は、令和8年度神戸市一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがある。

（4）契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

9月のシステム運用開始後の中間報告および業務完了報告により本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「委託契約約款」参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

(3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(5) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいないこと。

(6) 所得税または法人税、消費税および地方税、県税、市県民税等、これらの税金を滞納していないこと。

(7) 本件において、システム等（Excelデータを含む）で個人情報扱う事業者は、ISO27001又はJIS Q 27001に基づく「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の第三者認証を取得していること。

(8) 複数の事業者等により構成される共同企業体を構成する場合は、構成員全てが上記(1)～(7)に掲げる要件を全て満たしていること。

※共同企業体での応募の場合は、以下の内容を遵守すること。

① 共同企業体の中から代表者を決定し、その意思決定を代表すること。

② 代表者は、企画提案参加申込書兼質問書（様式1）、企画提案書・事業見積書（様式5）に基づく業務の総括、代表者以外の構成員間の調整、神戸市との調整の窓口を行い、構成員は役割分担をすること。

③ 共同企業体の代表者及び構成員は、他の共同企業体の代表者及び構成員になることができない。

④ 企画提案書・事業見積書（様式5）については代表者のみ提出することとし、「共同企業体結成届出書（様式3）」の提出もすること。誓約書（様式2）については、代表者及び構成員共に各社押印の上、提出すること。

5 スケジュール

(1) 公募開始

令和8年3月6日（金）

(2) 企画提案参加申込書兼質問書の提出期限

令和8年3月23日（月）17時00分まで

(3) 質問に対する回答

令和8年3月25日（水）（予定）

(4) 企画提案書・事業見積書の提出期限	令和8年4月6日(月)17時00分まで
(5) 提案内容に関する説明(プレゼンテーション)	令和8年4月10日(金)午後(予定)
(6) 選定結果通知	令和8年4月13日(月)(予定)
(7) 契約締結・事業開始	令和8年4月15日(水)
(8) 事業完了	令和9年3月31日(水)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書兼質問書の提出

① 受付期間 令和8年3月23日(月)17時00分まで(必着)

② 提出書類

- ・企画提案参加申込書兼質問書(様式1)
- ・会社概要・団体概要(任意様式)
- ・誓約書(様式2)
- ・事業経歴書(任意様式)
- ・本業務の類似業務を受託又は自ら実施した実績を示す資料(実績がある場合のみ)
- ・共同企業体結成届出書(共同企業体で提案する場合のみ)(様式3)
- ・委託業務推進体制図(共同企業体で提案する場合のみ)(様式4)

③ 神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、提出書類に加え以下の資料を提出する。(郵送で送付)

- ・法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)
(提出日から起算して3か月以内に発行された原本)
- ・納税証明書その3の3(法人税と消費税及地方消費税)(直近1年分)
- ・暴力団排除誓約書(様式9)

④ 提出方法 上記②提出書類を、本要領「9. 提出先・問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。電子メールの表題は「【事業者名】①コベカツサポートに係るシステムサービス及び運営業務 参加申込」とすること。
上記③提出書類を、本要領「9. 提出先・問い合わせ先」まで郵送により送付すること。

⑤ 質問回答 令和8年3月25日(水)ごろに企画提案参加申込書兼質問書に記載のメールアドレス宛てに送付する。回答内容は本要領及び仕様書を補足する効力を持つものとする。ただし参加申請者の技術提案内容に関わる事項等については、質疑を行った者にのみ回答を行う場合がある。

(2) 企画提案書・事業見積書の提出

① 受付期間 令和8年4月6日(月)17時00分まで(必着)

② 提出書類

- ・機能要件一覧兼機能実現証明書(別紙1)
仕様書に定める機能を充足するものかどうかを確認する書類。(充足しない場合、他機能等による代替案を提示すること)
- ・企画提案書・事業見積書(様式5)
A4版とし、15ページ以内とする。
企画提案書の必須記載事項は、以下のとおりとする。

- (ア) 本業務に対する考え方（構築するシステムのイメージ）
 - (イ) 提案のアピールポイント
 - (ウ) 本業務の実施方法、開発スケジュール
 - (エ) 本業務にかかる実施体制・支援体制
 - (オ) 類似業務実績
 - (カ) 提案見積と積算根拠 ※次年度以降の運用保守費を提示すること
- ③ 提出部数
- ・機能要件一覧（資料1-1）
PDFデータおよび印刷物7部（正本1部、副本6部）
 - ・企画提案書・事業見積書（様式5）
PDFデータおよび印刷物7部（正本1部、副本6部）
- ④ 提出方法
- PDFデータは電子メール、印刷物は持参又は郵送とする。
- ※ 提出先は、本要領9に定める担当部署
- ⑤ その他
- 提出後に、提案内容について神戸市から問い合わせることがある。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準および選定方法

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ① 提案の審査は、応募者による提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを受け、その内容を審査して選定する。ただし、多数の提案書提出事業者がいた場合、提出された機能要件一覧兼機能実現証明書（別紙1）及び企画提案書で書面審査を実施する。
- ② 選定委員は委託事業者決定基準（別紙6）に沿って企画提案書を評価する。
- ③ プレゼンテーションでは、提案書に基づき、委託事業者決定基準の評価観点に留意しながら提案内容を説明すること。提案書に記載していない内容の説明を追加する場合には、その旨を明確にすること。
- ④ プレゼンテーション後の選定委員による審査の結果、選定委員全員の合計点が最も高い提案者を委託候補者として選定する。同数の場合は、各選定員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から多数決により選定する。
- ⑤ 受託候補者が辞退又は本要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、企画提案審査で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ② 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に対し電子メールで通知するとともに、本市ホームページに公表する。

8 その他

(1) 留意事項・条件等

- ① 本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ いかなる場合も提出された書類の返却はしない。

- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない。（神戸市個人情報公開条例に基づく公開を除く）
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9 提出先・問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階

神戸市教育委員会事務局 学校教育部 児童生徒課 担当：魚山

電話：078-984-0728 ※受付時間 平日9:30~12:30、13:30~17:30

メールアドレス：kobe-katsu@office.city.kobe.lg.jp